

令和 4 年 12 月 21 日

古賀市議会  
議長 結城 弘明 様

文教厚生常任委員会  
委員長 平木 尚子

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について 12 月 13 日、12 月 15 日に委員会を開催し、その審査結果を会議規則第 110 条の規定により報告します。

### 記

#### 第 71 号議案 古賀市立学校体育施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

古賀市立学校施設開放に関し、古賀北中学校の教室の一部を利用に供する施設として追加するほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 地域開放室に係る事務所管は、生涯学習推進課スポーツ振興係となる。
2. 使用料の 1 時間当たり 300 円は、歳入として学校施設の管理や備品購入等に充当する。
3. 利用する際は、施設予約システム上での申込みを可能とし、支払いは市民体育館内の古賀市スポーツ協会窓口、クレジットカードのシステムでの決済が可能。鍵の受渡しも同スポーツ協会の窓口を予定している。運用していく中で利用者の声を聴きながら、改善すべき点は改善していく。
4. 利用は年末年始、お盆の期間などを除く毎日。時間帯は、午前 8 時半もしくは 9 時から午後 10 時までとなる。
5. 地域開放教室では、授業に支障をきたすような大きな音を出す活動は控えていただく。飲食は可能。
6. 地域開放室が設けられた趣旨は、公共施設である学校施設の有効活用、コミュニティの活性化であり、地域の居場所が挙げられる。
7. 校区コミュニティや PTCA 等の学校運営に関する会議等で利用する際の利用料については、学校側とも協議し検討していく。
8. 利用に際しての責任の所在について、学校施設の一部であるため、基本的

には学校長の責任の範囲にあるが、学校施設を複合化していくため、今の学校体育館開放のような形で運用するかは、両者で協議をしていく。

## 【意見】

(賛成意見)

これからの学校施設の在り方を一步踏み出す意味で、大いに意味のある取組。学校や地域コミュニティと協議し、地域の皆さんが利用しやすい開放室となるよう改善することが望まれる。実際利用しながら問題点が出てきた時は、積極的に改善、改良を図っていただくことを指摘し、賛成。

## 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### 第 78 号議案 古賀市健康文化施設の指定管理者の指定について

古賀市健康文化施設の設置の目的を効果的に達成するため、施設の管理を行わせる者を指定する当たり、市議会の議決を求めるもの。

## 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 申請の受付期間には、西部ガス都市開発グループ事業体 1 者のみの申請であったため、条件となっていた施設見学会は行わず、申請者からのプレゼンテーションを実施し候補者を決定している。5 人の部長による指定管理者の選定結果については、採点に開きがあった。
2. 指定管理料には上下水道代は含まれない。利用料金の令和 5 年度の収入は、1 億 370 万円、令和 6 年度は 1 億 857 万円、令和 7 年度は 1 億 1,354 万円を見込んでいる。人件費については、令和 5 年度は 6,640 万円、令和 6 年度は 6,870 万円、令和 7 年度は 7,120 万円を要する。成果配分については 2%とし、前回より下げての提案。年度別平均会員数の見込みは、令和 5 年度は 1,360 人、令和 6 年度は 1,440 人、令和 7 年度は 1,510 人との提案が出されている。
3. 指定管理料が前期と比べて高くなった理由について、電気代、ガス代の光熱費の高騰、人件費の上昇による。利用料金の設定に関しては、燃料費高騰分の一部を負担していただく。メイン収入の会費については、ナイト会員以外は据え置き、都度利用については、利用者の多い時間帯は大幅な値上げは行わず、端数切上げ程度の改定にとどめている。

4. 市内利用者と市外利用者の利用料金に差を設けることについては、コロナ禍で厳しい状況であったこともあり、先行きの見通しが厳しい中、差を設けるタイミングではないと判断。
5. 共同事業体での申請による指定管理の線引きについて、株式会社ファイブは施設管理、健寿（けんとす）株式会社は西部ガス都市開発株式会社のスタッフと共にスタジオのプログラムなどを組む等の健康づくり事業を行う。
6. 身近に感じられる施設として、地域に向いての健康教室開催などは、コロナ禍でチャンスがなかったことから、改めて令和5年度から行っていくほか、アイデアを出してより多くの市民に利用してもらう取組を今後検討していく。
7. 指定管理期間が今期に引き続き3年間になった理由は、コロナ禍で通常の利用がままならなかったこと。今回の指定管理期間を5年にすると、公共施設全体の取組によってはいろんな構想にタイミングよく組み合わないことも考え、公募できる最短の期間として3年とした。

## 【意見】

（賛成意見）

過去3年間コロナ禍という厳しい中で、健康づくりという視点も含めて、施設管理をしていただいた実績のあるグループなので、大きな問題はない。第4期に機能転換や指定管理の在り方も含めて検討することだったが、コロナ禍で進まなかった。今回の第5期3年間で当該施設の管理をどのようにするのかなどの検討結果を導いていくべきだと指摘し、賛成。

## 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。